

社会教育関係施設更新の基本方針

平成25年3月

守口市教育委員会

目次

○はじめに	1
○基本方針の考え方と策定の視点	2
○社会教育関係施設一覧表	4
○社会教育関係施設の設置目的と事業	5
○社会教育関係施設の現状と今後の方向性	7
・青少年センター	7
・市民球場	8
・テニスコート	9
・現代南画美術館	10
・もりぐち歴史館「旧中西家住宅」	11
・公民館（10館1分室）	12
・地区体育館（9館）	13
・教育文化会館	14
・生涯学習情報センター	15
・守口文化センター	16
・守口市民体育館	17

資料編

社会教育関係施設の概要

社会教育関係施設の更新について(建議)

〇はじめに

本市は、高度経済成長期に急速に市街化が進み、昭和30年代からの人口急増に対応し、公共施設や都市基盤整備を進め、現在では、日常生活を支える基本的な施設整備は一定の到達点に達し、成熟した都市としての機能を備えるに至っています。

しかしながら、それら施設は、今日では老朽化が顕著なものとなり、加えて耐震性の問題もあいまって本市の大きな課題になっています。

教育委員会では、これまでから市立小中学校の施設については、子どもたちにとって快適で安全な教育環境を提供するため、耐震化や空調設備の設置に努めるほか、新しい学校づくりにも取り組んできているところです。

一方、社会教育関係施設については、毎年多額の補修工事費を費やし、維持管理に努めていますが、老朽化が進行するなかで、現状において所期の目的が達成されているかどうかなど、施設の役割を改めて検証しながら、その更新についての基本方針を明らかにしていくことが求められています。

社会教育関係施設の再整備の方向を示すものとして、第五次守口市総合基本計画では、「生涯学習施設の老朽化が進んでいるため、生涯学習の場として良好な環境を確保する必要があります。」とし、基本方針で「生涯学習施設の整備にあたっては、利用者のニーズを踏まえ、計画的に進めていきます。」とされています。この内容については、平成24年(2012年)9月に策定された守口市都市計画マスタープランにおいても同様の内容で記述されています。

また、平成25年(2013年)2月に策定された第2次守口市生涯学習推進計画におきましても、「一部を除き老朽化している施設も多いことから、その利用を分析する中で、地域のまちづくりやコミュニティの拠点施設としての機能をもった施設へ再編整備していく必要があります、検討を進めます。」とされています。

加えて、平成23年(2011年)12月に策定された「もりぐち改革ビジョン(案)」においては、「本市が有する公共施設は、老朽化が進んでいるため、耐震化や建替えをしながら現有施設のすべてを将来にわたり保有し続けることは困難。」とし、「施設の持つ機能に着目し、市民へのサービス水準を維持しつつ、類似した機能を持つ施設の集約化や複合化を図り、効率的な運営を実現する。」とされています。

そこで、教育委員会では所管の社会教育関係施設の全体像を明らかにするとともに各施設の更新を行う際の方向性を示すため、基本方針を策定することにしました。

○基本方針の考え方と策定の視点

社会教育関係施設更新の基本方針を策定するにあたり、本市の今日的な社会教育のあり方や役割を明らかにする必要があります。

教育基本法では、第3条で「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図らなければならない。」と生涯学習の理念を規定しています。また、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」(第12条第1項)、「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」(同条第2項)と、国及び地方公共団体が個人の要望や社会の要請にこたえ、社会教育施設を設置して社会教育を振興しなければならないという役割を規定しています。

さらには、社会教育法では、第3条第1項で「社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営」など「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自らの实际生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するよう努めなければならない。」と国及び地方公共団体の任務として規定しています。平成20年(2008年)の社会教育法の改正により、同条第2項で「多様な需要を踏まえ」「生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。」とし、同条第3項においては「学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるようすすめるものとする。」とうたい、社会教育による学校教育への支援、協力の性格が重要になっていることから、本市における今日的な社会教育の振興の意義とその役割は大きいものとなっています。

以上のように、今後とも社会教育を振興していく本市の責務には変わりはないものの、一方では、少子高齢化が急速に進み、時代の変化とともに市民ニーズも多様化しており、また、社会教育関係施設の機能や配置の見直しも急務となっていることから、関係部局との連携を図りながら総合的に進めていくことが重要になってきています。

そこで、社会教育関係施設の更新については、平成25年1月に具申のあった本市社会教育委員会議の建議に沿って、次の視点を踏まえながら基本方針を策定するものとします。

- 1 複数ある施設については、集約化も視野に入れながら施設の更新を図ります。
また、建替え更新を図る施設については、学習者を支援する機能のみならず、地域における子育て支援や健康づくりなどの活動支援とともに地域の防災・減災の拠点施設となりうるなど、地域住民が必要とする総合型の施設として更新されるよう関係部局に働きかけます。

- 2 今後、超高齢化社会が進むと予測されることから、ユニバーサルデザインにも配慮した施設の更新を進めます。

- 3 財政的な課題も踏まえながら、安全・安心はもとより長寿命化を視野に入れた改修等の計画を策定し、施設の維持管理に取り組んでいきます。

- 4 設置当初から社会環境が大きく変化したことなどにより、所期の目的が達成されたと判断される施設については廃止します。

○社会教育関係施設一覧表

[平成24年12月末現在]

	施設名称等	建築年(経過年数)	所在地
1	青少年センター	昭和35年(52年)	松下町1番55号
2	市民球場	昭和43年(44年)	松下町1番58号
3	テニスコート	昭和40年(47年)	東光町3丁目1番54号
4	現代南画美術館	昭和45年(42年)	大宮通1丁目13番29号
5	もりぐち歴史館「旧中西家住宅」	平成13年再建 平成13年(11年)	大久保町4丁目2番26号
6	公民館【10館1分室】		
	中央公民館	昭和45年(42年)	京阪本通2丁目14番1号
	庭窪公民館	昭和41年(46年)	佐太中町1丁目6番45号
	庭窪公民館 分室	昭和50年(37年)	金田町3丁目29番1号
	三郷公民館	昭和42年(45年)	東光町2丁目1番11号
	東部公民館	昭和49年(38年)	藤田町1丁目54番11号
	南部公民館	昭和53年(34年)	寺方元町4丁目7番6号
	八雲東公民館	昭和57年(30年)	八雲東町2丁目50番12号
	錦公民館	昭和44年(43年)	菊水通4丁目21番18号
	東公民館	昭和44年(43年)	大久保町5丁目38番14号
	北部公民館	昭和59年(28年)	淀江町6番3号
西部公民館	昭和61年(26年)	文園町8番8号	
7	守口・土居地区体育館	平成7年(17年)	竹町10番1号
	庭窪地区体育館	昭和55年(32年)	佐太中町1丁目6番45号
	三郷地区体育館	昭和55年(32年)	東光町2丁目1番11号
	東部地区体育館	昭和49年(38年)	藤田町1丁目54番11号
	南部地区体育館	昭和53年(34年)	寺方元町4丁目7番6号
	八雲東地区体育館	昭和57年(30年)	八雲東町2丁目50番12号
	錦地区体育館	昭和61年(26年)	菊水通4丁目20番8号
	東地区体育館	昭和62年(25年)	大久保町5丁目38番14号
北部地区体育館	昭和59年(28年)	淀江町6番3号	
8	教育文化会館	昭和45年(42年)	京阪本通2丁目14番1号
9	生涯学習情報センター	平成5年(19年)	大日町2丁目14番10号
10	守口文化センター	昭和60年(27年)	河原町8番22号
11	守口市民体育館	昭和59年(28年)	河原町9番2号

※転用施設につきましては、転用前の施設の建築年を記載しています。

○社会教育関係施設の設置目的と事業

	施設名称等	設置目的(条例等の設置目的)	事業(条例等に定める事業)
1	青少年センター	<p>青少年に学習と憩いの場を与え、青少年活動を助成し、その健全な育成を図るため、守口市立青少年センター(以下「青少年センター」という。)を守口市松下町1番55号に設置する。</p> <p>[守口市立青少年センター条例 第1条]</p>	<p>次に掲げる事業を行なう。</p> <p>(1)青少年の各種サークル活動の育成と指導</p> <p>(2)青少年の文化教養を高める諸行事の開催</p> <p>(3)青少年に関する相談及び指導</p> <p>(4)その他青少年の健全な育成に資するための必要な事業</p> <p>[守口市立青少年センター条例 第2条]</p>
2	市民球場	<p>市民の体育振興に資するため、守口市市民球場(以下「市民球場」という。)を、守口市松下町1番58号に設置する。</p> <p>[守口市市民球場条例 第1条]</p>	
3	テニスコート	<p>市民の保健体育施設として、本市にテニスコートを設置する。</p> <p>[守口市営テニスコート条例 第1条]</p>	
4	現代南画美術館	<p>現代南画その他の美術に触れる機会を提供し、市民の美術に関する知識及び教養の向上に寄与するため、本市に美術館を設置する。</p> <p>[守口市現代南画美術館条例 第1条]</p>	<p>次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)現代南画の美術品の収集、保管及び展示</p> <p>(2)その他守口市教育委員会が美術に関する知識及び教養の向上のために必要と認める事業</p> <p>2 美術館は、前項各号に掲げる事業を行うほか、第1条の目的の達成に支障のない限り、その施設を美術の展示会又は講習会の使用に供することができる。</p> <p>[守口市現代南画美術館条例 第3条]</p>
5	もりぐち歴史館「旧中西家住宅」	<p>本市の貴重な文化的価値ある建築物として、旧中西家住宅を永く保存し、郷土に関する歴史資料等を展示するとともに、市民の文化活動の振興の場にするため、歴史館を設置する。</p> <p>[もりぐち歴史館条例 第1条]</p>	<p>次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)郷土に関する歴史、民俗等に関する資料の保存及び展示に関すること。</p> <p>(2)文化の伝承に関する事業を開催すること。</p> <p>(3)その他守口市教育委員会が必要と認めること。</p> <p>[もりぐち歴史館条例 第3条]</p>

	施設名称等	設置目的(条例等の設置目的)	事業(条例等に定める事業)
6	公民館 【10館1分室】	公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 [社会教育法 第20条]	次に掲げる事業を行なう。 (1)定期講座を開設すること。 (2)討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 (3)図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 (4)体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 (5)各種の団体、機関等の連絡を図ること。 (6)その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。 [社会教育法 第22条]
7	地区 体育館 【9館】	体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もって地域住民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため、本市に地区体育館(以下「体育館」という。)を設置する。 [守口市地区体育館条例 第1条]	次に掲げる事業を行なう。 (1)体育等に関する教室を開催すること。 (2)市民の体育等の利用に供すること。 (3)前2号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要なこと。 [守口市地区体育館条例 第3条]
8	教育 文化会館	教育、文化の振興に資するため、守口市立教育文化会館を設置する。 [守口市立教育文化会館条例 第1条]	
9	生涯学習 情報 センター	生涯学習に関する情報の収集及び発信並びに生涯学習活動の場及び機会の提供を行い、もって市民の生涯学習の振興を図るため、本市に生涯学習情報センターを設置する。 [守口市生涯学習情報センター条例 第1条]	生涯学習の拠点施設として、市民の生涯学習に対するニーズに応えられる学習や交流の場を提供し、公民館や関係機関の連携を図りながら、幼児から高齢者まで多彩な講座や教室等を実施する。
10	守口文化 センター	市民に文化活動の場及び機会の提供を行い、もって市民の文化の振興を図るため、本市に文化センターを設置する。 [守口文化センター条例 第1条]	芸術文化の拠点施設として、優れた芸術や文化に触れる機会と場を提供し、市民の文化活動を支援するとともに多くの市民に利用されるような事業、教室など実施する。
11	守口市民 体育館	市民の体育及びスポーツの振興を図り、体力の向上と健康の増進に資するとともに、潤いのある地域社会の形成に寄与するため、本市に体育館を設置する。 [守口市民体育館条例 第1条]	

○社会教育関係施設の現状と今後の方向性

《青少年センター》

◇施設の現状

青少年センターは、文化・学習活動や交流の場を提供するとともに各種団体・サークルの育成や文化教養を高める各種講座の開催など、青少年の健全な育成に資するため、昭和35年(1960年)に設置しました。

当施設は、守口市少年団、青少年吹奏楽団やジュニアブラスバンド、少年少女合唱団やバトングループの育成団体をはじめ、琴や茶道などの文化・芸術サークルの活動場所として利用されるとともに青少年の健全育成活動を積極的に推進している各校区の青少年育成指導員の活動拠点としても利用されています。

◇施設等の課題

施設等の老朽化が著しく耐震化も未実施となっています。また、都市計画公園内に設置されているため、法律上は、現在の場所では建替えができない施設です。

◇今後の方向性

青少年センターの所期の設置目的である青少年に学習と憩の場の提供については、現在、市内の小学校全てに「もりぐち児童クラブ」を設置したことで一定確保されています。また、当初は青少年に関する相談としてカウンセリングを行っていましたが、現在では、教育センターや全小・中学校に相談窓口を設置しており、青少年センターにおける相談業務は皆無となっているため、所期の目的は達成されたと判断し、施設を廃止します。

なお、当施設を活動拠点としている育成団体については、青少年が余暇を利用して、音楽や野外活動を通じて年齢の異なった集団での人間形成と情操教育の向上を資することを目的として結成された団体であることから、各団体の意見も聞きながら、それぞれが引き続き活動できる場所を確保するとともに将来的に自主運営が可能となるような組織づくりの支援に取り組んでいきます。

《市民球場》

◇施設の現状

市民球場は、市民の体育振興に資するため、昭和43年(1968年)に設置し、築後44年が経過し、施設等の老朽化が著しいものとなっています。部分的な改修は行ってきたものの、毎年雨漏り等新たな改修が必要となっています。年間約27,500人の利用者があり、体育レクリエーションの場として、スポーツ振興や健康の維持増進に寄与しています。

◇施設等の課題

現状の施設機能を維持するために、改修工事など多額の経費を要しています。また、当施設の規模では安全面から高校生以上の硬式野球ができないなどの課題があります。

また、地域防災計画において、物資等の搬送施設として位置づけられていますが、防災拠点としての設備等は未整備の状況にあります。

◇今後の方向性

市の大枝公園全体の再整備計画が実施されるまでの間は、球場としての現行機能を維持します。

なお、再整備に際しては、硬式野球も可能な施設とし、加えて防災施設としての機能のみならず青少年の活動の場など、多機能施設の実現に向け関係部局とともに取り組んでいきます。

《テニスコート》

◇施設の現状

テニスコートは、市民の保健体育施設として、昭和40年(1965年)に設置し、築後47年が経過しています。

現在、アンツーカーコート4面を設置しており、年間約18,600人の利用があり、体育レクリエーションの場として、スポーツ振興や健康の維持増進に寄与しています。

◇施設等の課題

現在、アンツーカーコートのため冬場は霜などにより使用できない時期もある上、コートの維持管理に人手や経費がかさむなどの課題があります。

◇今後の方向性

テニスコートの整備についても、スポーツの振興や健康の維持増進の観点から大枝公園全体の再整備計画の中で、市民球場と併せて関係部局とともに取り組んでいきます。

《現代南画美術館》

◇施設の現状

現代南画美術館は、現代南画等の美術に触れる機会を提供し、市民の美術に関する知識及び教養の向上に寄与するため、全国で初めて現代南画を常設展示する唯一の美術館として、平成8年(1996年)2月に設置しました。

この間、本市を取り巻く厳しい財政状況のもと(仮称)守口市財政健全化計画(素案)が策定され、市内各公共施設の管理運営方法等の見直しが求められるなか、平成21年度から休館し、当美術館においても施設のあり方を検討しました。

平成23年7月の再オープン後は、現代南画の展示に加え、南画以外の特別展や教育普及活動の一環として市図工作品展等を積極的に開催し、今まで以上に多くの市民や全国の美術を愛する方々に親しまれる美術館となるよう取り組んでいます。

◇施設等の課題

再オープン後は、展示室を市民ギャラリーとして貸出を行っていますが、申込みがほとんど無い状況にあります。

また、教育普及活動の一環として開催している市図工作品展等には、多くの来館者がありますが、現代南画に関する企画展等には、来館者の増員が見込まれず、現代南画美術館として運営を続けていくことは難しい状況にあります。

◇今後の方向性

現代南画美術館は、施設利用状況の改善が見込まれないことから同館を廃止します。

しかし、寄贈作品については寄贈者等に理解を求めた上で、引き続き、市内の公共施設等での展示を行います。また、市民が身近に文化・芸術に接することができる機会の拡充を図れるよう寄贈作品の保存を図り、今後とも展示場所の確保に取り組んでいきます。

《もりぐち歴史館「旧中西家住宅」》

◇施設の現状

もりぐち歴史館は、本市の貴重な文化的価値のある建築物として、永く保存し郷土に関する歴史資料等を展示するとともに市民の文化活動の振興の場に供するため、平成13年(2001年)7月に設置しました。

この間、本市を取り巻く厳しい財政状況のもと(仮称)守口市財政健全化計画(素案)が策定され、市内各公共施設の管理運営方法等の見直しが求められるなか、平成21年(2009年)4月1日から休館日を月曜日のほか火曜日・水曜日とし、開館日数を週6日から週4日に減らすことにより管理運営経費の縮減に努めています。

また、行事に関しては、四季折々の伝統行事や春と秋には、名誉市民の故直原玉青画伯が描かれた水墨画の襖絵の展示や本市が所蔵している古文書をはじめ遺跡から出土された考古資料などの文化財の展示を行っています。

◇施設等の課題

もりぐち歴史館は、四季折々の伝統行事等を単独で開催していますが、より一層の集客を図るための方策や他施設との連携方法について検討する必要があります。

◇今後の方向性

もりぐち歴史館については、周辺の歴史的資源の活用及び他施設との連携を図るとともに今後は、四季折々の伝統行事等の開催期間に合わせて開館いたします。

現在、市の指定有形文化財ではありますが、今後、府や国に働きかけ文化財としての価値をさらに高めるとともに市文化財保護審議会の意見を聞きながら集客に取り組んでいきます。

《公民館（10館1分室）》

◇施設の現状

公民館は、昭和41年(1966年)から順次設置し、現在では10館1分室となっています。

その目的は、社会教育法第20条により「市の一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する」と規定されています。

また、その目的達成のため同法第22条において、おおむね行う事業として、「定期講座や講演会・展示会を開催すること。また、図書・資料等を備え、その利用に供すること。体育・レクリエーション等に関する集会の開催や住民の集会その他の公共的利用に供すること。」と規定されています。

この間、市民のニーズが多様化し、民間施設のカルチャー教室等が数多く展開されるなど、公民館を取り巻く環境は変わってきております。

このような中であって、平成13年(2001年)に社会教育委員会議に公民館運営について諮問し、「・・・地域住民が主体的に学習活動や地域活動を自からの手で実行できる体制を構築し、・・・地域のコミュニティーセンターへと変革させるべきである。・・・」との答申を受けています。

一方、各施設・設備は、築後26年から40数年が経過する中で、老朽化が進み、利用にも影響する状況にあります。

◇施設等の課題

市民の生涯学習に対するニーズが多種多様化していることから、現行の社会教育施設ではこれらのニーズを充足させることは難しい状況にあります。

さらに、施設等の老朽化が著しいことから更新の時期にきています。

また、耐震化も未実施となっています。

◇今後の方向性

社会情勢の変化や情報化社会が進むなか、今日の学習社会にあっては市民が望む学習環境を整備する必要があります。

公民館は、施設等の老朽化が激しいことから、学習者を支援する機能のみならず、地域における子育て支援や健康づくりなどの活動支援となりうるなど、コミュニティの拠点として地域住民が必要とする総合型の施設として更新することが望ましい。

このため、その更新については、新たな総合型施設の設置を関係部局とともに取り組んでいきます。そして、その施設の整備に併せて現行の公民館を廃止します。

《地区体育館（9か所）》

◇施設の現状

地区体育館は、市民のスポーツとレクリエーションの振興を目的に、昭和49年(1974年)から順次設置し、公民館一体型が2館(東部・南部)、分離型が5館(中央・八雲東・錦・東・北部)。幼稚園複合型が2館(庭窪・三郷)の計9地区体育館を設置しました。

施設等については、築後17年から40年が経過しており、老朽化が進み利用に影響も及ぼす状況にあります。

◇施設等の課題

市民の健康志向の高まりから現行施設は多くの利用者があり、今後もその傾向が続くものと思われます。

しかしながら、施設等の老朽化が著しいことから更新の時期にきています。

また、耐震化も未実施となっています。

◇今後の方向性

地区体育館は、公民館の一部として管理運営していることから、今後、新たな総合型施設の整備に併せて廃止します。

《教育文化会館》

◇施設の現状

教育文化会館は、教育、文化の振興に資するため、昭和45年(1970年)に中央公民館との複合施設として設置し、築後42年が経過しています。

また、同種の施設としては、教育センターや文化センターを有しています。

◇施設等の課題

施設等の老朽化が著しく進んでいるため、更新の時期にきており、また、耐震化も未実施となっています。

◇今後の方向性

教育文化会館については、同種の施設に機能の集約化を図るために、新たな総合型施設の整備に併せて廃止します。

《生涯学習情報センター》

◇施設の現状

生涯学習情報センターは、生涯学習に関する情報の収集・発信及び活動の場の提供を行い、市民の生涯学習の振興を図るために、平成5年(1993年)に設置しました。

この間、本市を取り巻く厳しい財政状況のもと(仮称)守口市財政健全化計画(素案)が策定され、市内各公共施設の管理運営方法等の見直しが求められるなか、プラネタリウムは、平成21年(2009年)4月1日から一般投影を休止しています。

◇施設等の課題

生涯学習情報センターは、築後20年が経過しており、休止中のプラネタリウムなどの施設の一部で用途の変更を行う必要性が生じています。

また、同センターは、読書活動を推進するための拠点施設であることから、図書館機能を拡充させていく必要があります。

◇今後の方向性

生涯学習情報センターは、読書活動推進の拠点施設として、参考業務や読書相談のさらなる充実に努め、蔵書についても積極的に収集し、配架方法にも創意工夫を施しながら利用者に優しい図書サービスを行っていきます。

また、現行の公民館の廃止の際には、新しいネットワークシステムを構築し、市民が気軽に自宅等からインターネットで蔵書の検索や予約を行えるシステムの導入などを図り、利便性の向上にも取り組んでいきます。

あわせて、プラネタリウムなど一部で用途変更を行う必要性が生じていることから、中・長期的な展望を持ちながら、リニューアル計画を策定していきます。

《守口文化センター》

◇施設の現状

守口文化センターは、市民に文化活動の場及び機会の提供を行い、もって市民の文化の振興を図るため、昭和60年(1985年)に設置し、築後27年が経過しています。

また、本市の文化・芸術の拠点施設として、優れた文化・芸術に触れる機会と活動の場の提供を行っています。

◇施設等の課題

施設等の老朽化が著しく、毎年多額の補修工事費を費やしており、抜本的な施設等の更新が必要となっています。

◇今後の方向性

駅前に立地した利便性を生かし、今後も引き続き、優れた文化・芸術に触れる機会と活動の場を提供し、市民の文化の振興に努めます。

また、施設等の老朽化が著しいことから、良好な環境を確保するため、中・長期的な展望を持ちながら、建替えも視野に入れたリニューアル計画を策定していきます。

《守口市民体育館》

◇施設の現状

市民体育館は、市民の体育及びスポーツの振興を図り、体力の向上と健康の増進に資するとともに潤いのある地域社会の形成に寄与するため、昭和59年(1984年)に設置し、築後28年が経過しています。

◇施設等の課題

施設等の老朽化が著しく、毎年多額の補修工事費を費やしており、小体育室及び武道室に空調設備が無いなど、抜本的な施設等の更新が必要となっています。

◇今後の方向性

交通の利便性等を最大限に生かし、今後も引き続き、本市の体育及びスポーツ振興の拠点施設として、市民の体育及びスポーツ振興や健康の維持増進に努めるほか、大規模行事等にも有効活用を図ります。

また、施設等の老朽化が著しいことから、良好な環境を確保するため、中・長期的な展望を持ちながら、建替えも視野に入れたリニューアル計画を策定していきます。

資料編

○社会教育関係施設の概要

施設名	施設の構造等	
青少年センター	竣工年	昭和35年
	敷地面積	1,441㎡
	構造階数	2階建 鉄筋コンクリート造
	延床面積	870㎡
	耐震化状況	耐震診断及び工事未実施
現代南画美術館	竣工年	昭和45年
	敷地面積	1,052㎡
	構造階数	2階建 鉄筋コンクリート造
	延床面積	730㎡
	耐震化状況	耐震診断及び工事未実施
もりぐち歴史館 「旧中西家住宅」	竣工年	平成13年
	敷地面積	3,247㎡
	構造階数	1階平屋 木造建築
	延床面積	779㎡
	耐震化状況	耐震診断及び工事未実施

※転用施設につきましては、転用前の施設の建築年を記載しています。

施設名	施設の構造等	
教育文化会館	竣工年	昭和45年
	敷地面積	579㎡
	構造階数	5階建 鉄筋コンクリート造
	延床面積	851㎡
	耐震化状況	耐震診断及び工事未実施

施設名	施設の構造等	
中央公民館	竣工年	昭和45年
	敷地面積	579㎡
	構造階数	5階建 鉄筋コンクリート造
	延床面積	1,144㎡
	耐震化状況	耐震診断及び工事未実施
庭窪公民館	竣工年	昭和41年
	敷地面積	832㎡
	構造階数	3階建 鉄筋コンクリート造
	延床面積	979㎡
	耐震化状況	耐震診断及び工事未実施
庭窪公民館 分室	竣工年	昭和50年
	敷地面積	1,522㎡
	構造階数	2階建 鉄筋コンクリート
	延床面積	636㎡
	耐震化状況	耐震診断及び工事未実施

施設名	施設の構造等	
三郷公民館	竣工年	昭和42年
	敷地面積	672m ²
	構造階数	3階建 鉄筋コンクリート造
	延床面積	926m ²
	耐震化状況	耐震診断及び工事未実施
東部公民館	竣工年	昭和49年
	敷地面積	1,726m ²
	構造階数	3階建 鉄筋コンクリート造
	延床面積	1,846m ²
	耐震化状況	耐震診断及び工事未実施
南部公民館	竣工年	昭和53年
	敷地面積	2,272m ²
	構造階数	4階建 鉄筋コンクリート造
	延床面積	1,319m ²
	耐震化状況	耐震診断及び工事未実施
八雲東公民館	竣工年	昭和57年
	敷地面積	1,470m ²
	構造階数	2階建 鉄筋コンクリート造
	延床面積	478m ²
	耐震化状況	耐震診断及び工事未実施
錦公民館	竣工年	昭和44年
	敷地面積	1,138m ²
	構造階数	12階建 鉄筋コンクリート造
	延床面積	694m ²
	耐震化状況	耐震診断及び工事未実施
東公民館	竣工年	昭和44年
	敷地面積	1,561m ²
	構造階数	2階建 鉄筋コンクリート造
	延床面積	742m ²
	耐震化状況	耐震診断及び工事未実施
北部公民館	竣工年	昭和59年
	敷地面積	825m ²
	構造階数	2階建 鉄筋コンクリート造
	延床面積	1,001m ²
	耐震化状況	非該当
西部公民館	竣工年	昭和61年
	敷地面積	1,026m ²
	構造階数	2階建 鉄筋コンクリート造
	延床面積	1,259m ²
	耐震化状況	非該当

※転用施設につきましては、転用前の施設の建築年を記載しています。

施設名	施設の構造等	
守口・土居 地区体育館	竣工年	平成7年
	敷地面積	1,165㎡
	構造階数	1階建 鉄筋コンクリート造
	延床面積	692㎡
	耐震化状況	非該当
庭窪地区体育館	竣工年	昭和55年
	敷地面積	本館の敷地面積に含む
	構造階数	2階建 鉄筋コンクリート造
	延床面積	528㎡
	耐震化状況	耐震診断及び工事未実施
三郷地区体育館	竣工年	昭和55年
	敷地面積	658㎡
	構造階数	2階建 鉄筋コンクリート造
	延床面積	528㎡
	耐震化状況	耐震診断及び工事未実施
東部地区体育館	竣工年	昭和49年
	敷地面積	本館の敷地面積に含む
	構造階数	本館1階部分 鉄筋コンクリート造
	延床面積	
	耐震化状況	耐震診断及び工事未実施
南部地区体育館	竣工年	昭和53年
	敷地面積	本館の敷地面積に含む
	構造階数	本館1階部分 鉄筋コンクリート造
	延床面積	649㎡
	耐震化状況	耐震診断及び工事未実施
八雲東地区体育館	竣工年	昭和57年
	敷地面積	本館の敷地面積に含む
	構造階数	1階建 鉄筋コンクリート造
	延床面積	520㎡
	耐震化状況	耐震診断及び工事未実施
錦地区体育館	竣工年	昭和61年
	敷地面積	1,374㎡
	構造階数	1階建 鉄筋コンクリート造
	延床面積	728㎡
	耐震化状況	非該当
東地区体育館	竣工年	昭和62年
	敷地面積	本館の敷地面積に含む
	構造階数	1階建 鉄筋コンクリート造
	延床面積	530㎡
	耐震化状況	非該当

施設名	施設の構造等	
北部地区体育館	竣 工 年	昭和59年
	敷 地 面 積	825m ²
	構 造 階 数	1階建 鉄筋コンクリート造
	延 床 面 積	1,001m ²
	耐 震 化 状 況	非 該 当



平成 25 年 1 月 23 日

守口市教育委員会
教育長 首藤 修一 様

守口市社会教育委員会議
議長 廣川 弘光

社会教育関係施設の更新について（建議）

厳寒の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成23年に第五次守口市総合基本計画及び平成24年に守口市都市計画マスタープランが策定され、「生涯学習施設については、老朽化が進んでいるため、生涯学習の場として良好な環境を確保する必要があります。」とされています。

そこで、社会教育委員会議では、施設に関する資料をもとに各施設長等から意見を聴取し、また、施設に赴いて現地調査を実施するなど社会教育関係施設の更新についての議論を積み重ねてまいりました。

両計画の指摘どおり、毎年多額の補修工事費を費やしており、抜本的な再整備を行う時期にきていると判断せざるを得ないことから、以下のとおり意見を取りまとめましたので、今後、社会教育関係施設を更新される際の参考としていただきたく具申いたします。

記

- 建設時と社会環境が大きく変化したことなどにより、所期の目的が達成されたと判断される施設については廃止されたいこと。
- 建替え更新を図られる施設については、効率的・効果的な運営に努められ、学習者を支援する機能のみならず、地域の防災・減災の拠点施設となりうるなど、多機能型の施設として更新されるよう関係部局に働きかけられたいこと。
- 複数ある施設については、集約化等も視野に入れながら施設の更新を図り、また、ユニバーサルデザインにも配慮した施設の整備に努められたいこと。
- 財政的な問題もあるが、施設のメンテナンスを定期的を実施し、安全・安心はもとより長寿命化にも意を配されたいこと。